

船舶事故調査報告書

令和2年3月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月27日 20時00分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市平安座島東方沖 金武中城港浜地区防波堤灯台から真方位064° 2.6海里（M） 付近 （概位 北緯26° 20.9′ 東経127° 59.7′）
事故の概要	漁船護乙丸は、錨泊中、転覆した。 護乙丸は、操舵スタンド等に全壊を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 護乙丸、1.5トン ON3-14934（漁船登録番号）、個人所有 7.29m（Lr）×2.03m×0.80m、FRP ディーゼル機関、47.8kW、平成3年9月29日 第296-12923号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年6月9日 免許証交付日 平成28年6月9日 （令和3年6月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	操舵スタンド及びオーニング支柱が全壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波向 東、波高 約2m、潮汐 下げ潮の初期 月齢：0.8
事故の経過	本船は、船長及び素潜り漁の漁師（以下「同乗者」という。）が乗り組み、素潜り漁の目的で、令和元年11月27日19時30分ごろ平安座島南側にある船揚場から出航した。 本船は、金武中城港浜比嘉口灯標の北方に存在する干出浜（さんご礁、以下「本件干出浜」という。）の北東方沖で船首を西北西方に向けて錨泊し、船長及び同乗者が救命胴衣を脱いで素潜り漁の準備をし

	<p>ようとしたところ、右舷船尾に波を受けて船体が右に振られ、更に右舷側に波を受けて本件干出浜近くに圧流された。</p> <p>本船は、船長が危険を感じて機関を使用し、右回頭して前進したものの、船首方から波を受けて船体が左に振られて圧流され、20時00分ごろ更に右舷側に波を受けて右舷船体が持ち上げられ、左舷側に傾斜し、海水が流入して転覆した。</p> <p>船長は、海に投げ出され、同乗者は、転覆した本船に閉じ込められたが泳いで海面に出た。</p> <p>船長及び同乗者は、本船を見失い、浮いてきた本船のクーラーボックスの蓋や木板につかまり、防水パックに入れておいた同乗者の携帯電話を探して発見し、知人に連絡した。</p> <p>船長及び同乗者は、知人から連絡を受けて来援した漁船により、22時05分ごろ救助された。</p> <p>本船は、転覆した後、南西方に漂流し、船底を上にした状態で翌28日08時45分ごろ海上保安庁の航空機により発見された後、僚船により平安座島の船揚場までえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の乾舷は、船首部で約0.8m、船尾部で約0.6mであった。</p> <p>海図W228A(金武湾)によれば、本事故発生場所の東方付近は、水深が4.2mから10.2m、更に10.2mから4.5m及び1.6mと急激に浅くなっている。</p> <p>船長は、ふだん平安座島西方約3M付近の海域で素潜り漁を行っており、平安座島東方沖の本件干出浜付近で素潜り漁を行うことが初めてであった。</p> <p>船長は、平安座島の船揚場を出航して金武中城港浜比嘉口灯標を過ぎるまでは、波高約2mの波を船首方に受ける状況であったが、しぶきがかかる程度であったこと、また、同灯標を過ぎて北進してからは波が高くない状況だったので、転覆するなどの危険を感じていなかった。</p> <p>船長は、夜間で暗かったので、本船がどの程度の高さの波を受けて圧流及び転覆したのかは分からなかった。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深の浅い海岸(防波堤、磯、浜辺など)付近では海底の影響を受けやすく、沖からのうねりが急激に高くなることもある。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、平安座島東方の沖から来たうねりが急激に高くなりやすい水深の浅い海域において、船長が、夜間で暗く、どの程度の高さの波</p>

	を受けているか分からないまま錨泊したことから、右舷方から波を受け、右舷船体が持ち上げられて左舷側に傾斜し、左舷側に海水が流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が平安座島東方の沖から来たうねりが急激に高くなりやすい水深の浅い海域において、船長が、どの程度の高さの波を受けているか分からないまま錨泊したため、右舷方から波を受け、右舷船体が持ち上げられて左舷側に傾斜し、左舷側に海水が流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶は、水深が浅い海域では沖から来たうねりが急激に高くなることもあるので、波の状況に注意し、波高が高いときには出航を控える又は帰航すること。

付図1 事故発生経過概略図

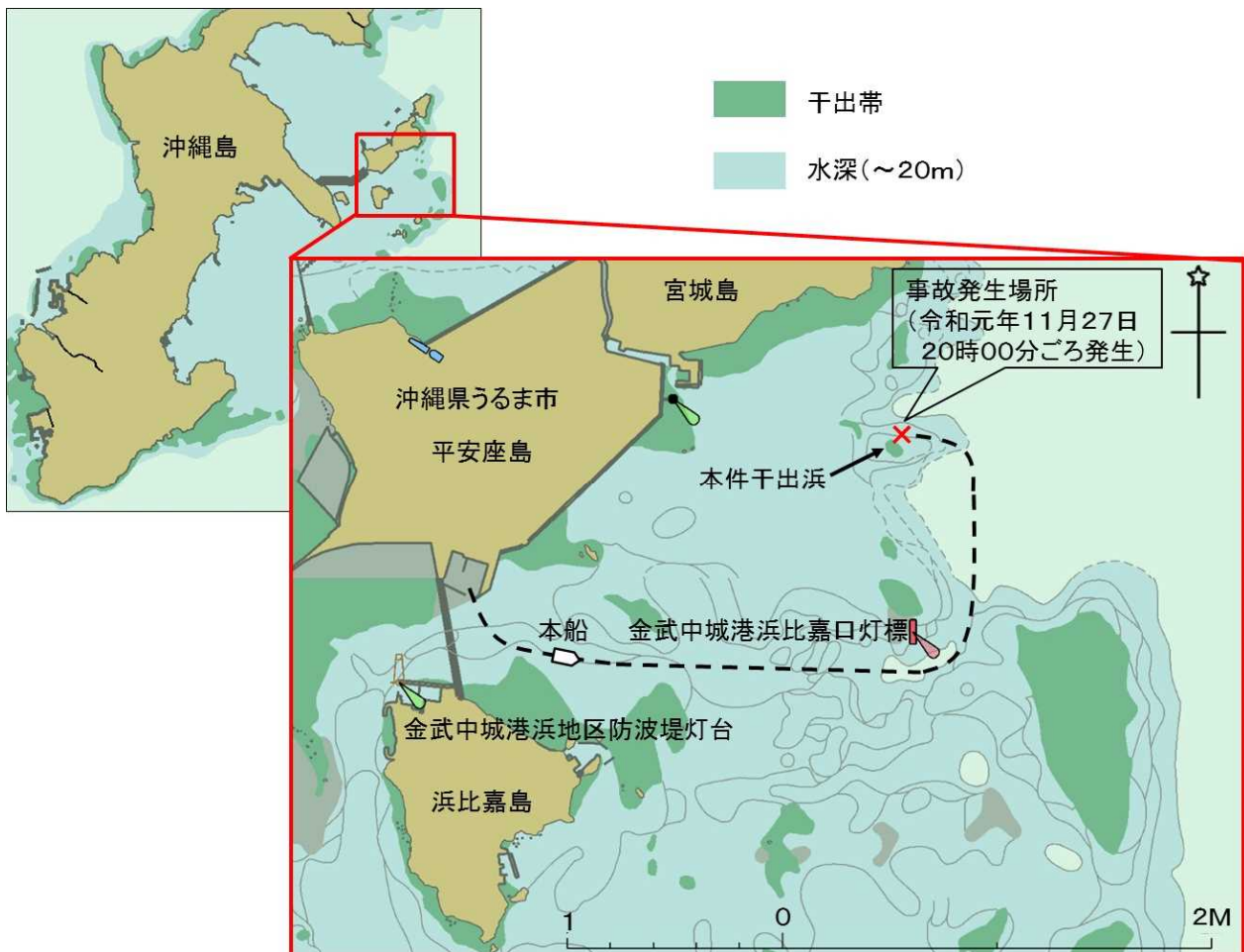


写真1 本船

